

国立大学法人京都工芸繊維大学における障害を理由とする差別の解消の推進  
に関する規則における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する要項

平成28年3月3日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人京都工芸繊維大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則（平成28年3月3日制定。以下「規則」という。）第7条第2項及び第8条第3項の規定に基づき、不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

第2 規則第2条第1項第3号に規定する不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害があることを理由に受験を拒むこと。
- (2) 障害があることを理由に入学を拒むこと。
- (3) 障害があることを理由に授業の受講を拒むこと。
- (4) 障害があることを理由に研究指導を拒むこと。
- (5) 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒むこと。
- (6) 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- (7) 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒むこと。
- (8) 障害があることを理由に松ヶ崎学生館、まりこうじ会館等への入居を拒むこと。
- (9) 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク等の情報保障手段を用意できないからという理由で、聴覚障害のある学生の授業の受講、研修、講習、実習等への参加を拒むこと。
- (10) その他前各号に準ずる不当な差別的取扱い

(合理的な配慮に該当し得る配慮の具体例)

第3 規則第2条第1項第4号に規定する合理的な配慮に該当し得る配慮の具体例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- (2) 図書館、コンピュータ室、実験及び実習室等の施設及び設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること。
- (3) 移動に困難のある学生に対し、教室に近い位置に駐車場を確保すること、及び車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- (4) 配架棚の高い所に置かれた図書、パンフレット等を取って渡し、又は図書、パンフ

レット等の位置を分かりやすく伝えること。

- (5) 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- (6) 移動に困難のある学生が参加している授業において、使用する教室を当該学生が移動しやすい場所に変更すること。
- (7) 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難なときに、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- (8) 授業、実習、研修、行事等の機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと。
- (9) 言葉の聞き取り、理解、発声、発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- (10) シラバス、教科書、教材等にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイル、点字、拡大資料等を提供すること。
- (11) 聴覚障害のある学生の受講している授業において、ビデオ教材に字幕を付与して用いること。
- (12) 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読又は読みやすい形式に変換する時間を与えること。
- (13) 事務手続きの際に、職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- (14) 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続き及び申請の手順を矢印、イラスト等でわかりやすく伝えること。
- (15) 間接的な表現が伝わりにくいときは、より直接的な表現を使って説明すること。
- (16) 口頭の指示だけでは伝わりにくいときは、指示を書面で伝えること。
- (17) 授業でのディスカッションに参加しにくいときは、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- (18) 入学試験及び定期試験において、点字、拡大文字等による情報保障を行うこと。
- (19) 入学試験、定期試験又は授業関係の注意事項及び指示を、口頭で伝えるだけでなく書面で伝えること。
- (20) 入学試験及び定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間の延長、別室での受験又は支援機器の利用を認めること。
- (21) 成績評価において、教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- (22) 関係者以外の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- (23) 大学行事、講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。

- (24) 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- (25) 教育実習等の実習授業において、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- (26) 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うこと。
- (27) 外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- (28) 障害のある学生が参加している実験、実習等において、チューターを配置すること。
- (29) IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- (30) 授業中、ノートを取ることが難しい学生に対し、板書を写真撮影することを認めること。
- (31) 不随意運動等により特定の作業が難しい学生に対し、職員又は支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- (32) 感覚過敏がある学生に対し、サングラスやノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- (33) 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- (34) 教室内で、講師やスクリーンに近い席を確保すること。
- (35) 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を履修できるようにすること。
- (36) 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類及びスケジュールの確認等を個別に行うこと。
- (37) 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- (38) 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。
- (39) その他前各号に準ずる合理的な配慮

#### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。